

「坂出市空家等管理事業者登録・紹介制度」 登録管理事業者募集要項

1 趣 旨

平成 28 年度に実施した坂出市空家等実態調査では、市内に 2,117 戸の空家が確認され、そのうち 4 割弱が適切に管理できていない空家でした。適正に管理されている空家は問題ありませんが、所有者等が県外等の遠方に居住していた場合などにおいては、管理が行き届かなくなります。

そこで、所有者等による空家等の適正な管理を促進するとともに、市民の生活環境の保全を図るため、本市が空家等管理業務を行う事業者の情報を登録し、その情報を空家等の所有者等に紹介する「坂出市空家等管理事業者登録・紹介制度」に基づき、登録管理事業者を募集します。

2 空 家 等 管 理 業 務 と は

空家等管理業務とは、下記の業務をいいます。

- (1) 外観調査、家屋の通風、水道の通水、雨漏りの確認、家屋内の清掃
庭木の剪定、除草、敷地内の清掃
- (2) その他空家等を適正に管理するために必要な業務
(家財道具の処分、家屋の修繕、解体など)



3 登 録 管 理 事 業 者 の 要 件

下記の要件のすべてを満たすことが必要です。

- (1) 2 (1) の空家等管理業務のうち 1 つ以上を行うことができること。
- (2) 本市に主たる事業所または事務所（以下「事業所等」という。）を有する法人事業者、個人事業者または自治組織等（自治会、地域を基盤として活動している団体または特定非営利活動法人）であること。
- (3) 事業者（法人の場合はその法人、法人でない団体および個人はその代表者をいいます。）が本市の市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料）を滞納していないこと。
- (4) 役員またはその事業所等の代表者もしくは構成員に、暴力団員がいないこと。
- (5) 自ら行う空家等管理業務について、パンフレット、ホームページ等で広報を行うことができること。
- (6) 空家等の所有者等に対し、空家等管理業務の報告を行うことができること。

4 登 録 の 申 請

登録の申請には、下記の書類をご提出下さい。

- (1) 坂出市空家等管理事業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 空家等管理業務の広報内容が確認できる書類

【例】空家等管理業務の広報内容が確認できるチラシ、パンフレット、ホームページの内容を印刷したもの

- (4) その他市長が定める書類

申請書（様式第1号）において、その他の空家等管理業務を記載した事業者は、その業務の実施に許可等が必要とされている場合は、下記の書類をご提出下さい。

○空家等管理業務の実施に必要な許可等を受けていることを証する書類の写し

【例】・家財道具の処分

－ 一般廃棄物処理業の許可書の写し など

・家屋の修繕、解体等

－ 建設業法に基づく建設業許可（建設一式工事、解体等）などの実施できる工事に応じた許可書の写し

－ 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事業者の登録通知書の写し など

5 登 録 事 項 の 変 更, 登 録 の 廃 止, 登 録 の 取 消

○登録事項に変更があったとき、または登録を廃止しようとするときは、下記の書類をご提出下さい。

- (1) 坂出市空家等管理事業者（登録事項変更・登録廃止）届出書（様式第5号）
- (2) その他

届出書（様式第5号）において、その他の空家等管理業務を追加された事業者は、その業務の実施に許可等が必要とされている場合は、4（4）のその他市長が定める書類と同様に、空家等管理業務の実施に必要な許可等を受けていることを証する書類の写しをご提出下さい。

○坂出市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱第6条第1項各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消します。

6 登録管理事業者の紹介について

空家等の所有者等から電話や窓口で問い合わせや相談があった場合、その内容や要望に応じ、事業者名やその連絡先、実施可能な空家等管理業務の内容、業務実施対象区域などを掲載した登録名簿に基づき、登録された空家等管理事業者を所有者等へ紹介します。

また、登録名簿は、市ホームページ等に掲載し、周知します。

空家等管理業務の内容、料金、その他必要な事項については、空家等管理事業者と空家等の所有者等の両方で協議し、決定して下さい。市は、その協議や決定事項に一切関与しません。

7 募集期間・提出先など

・募集期間：随時受け付けています。

・提出方法：窓口・郵送いずれでも可 ※FAXは不可

※申請書類等に不備があった場合は、再度の提出や訂正をお願いすることがありますのでご了承下さい。

・市ホームページ：【空家等管理事業者登録・紹介制度】

※要綱、様式などを掲載しています。

<https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/kikikanrika/kanri-support.html>

【問い合わせ・提出先】

〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号

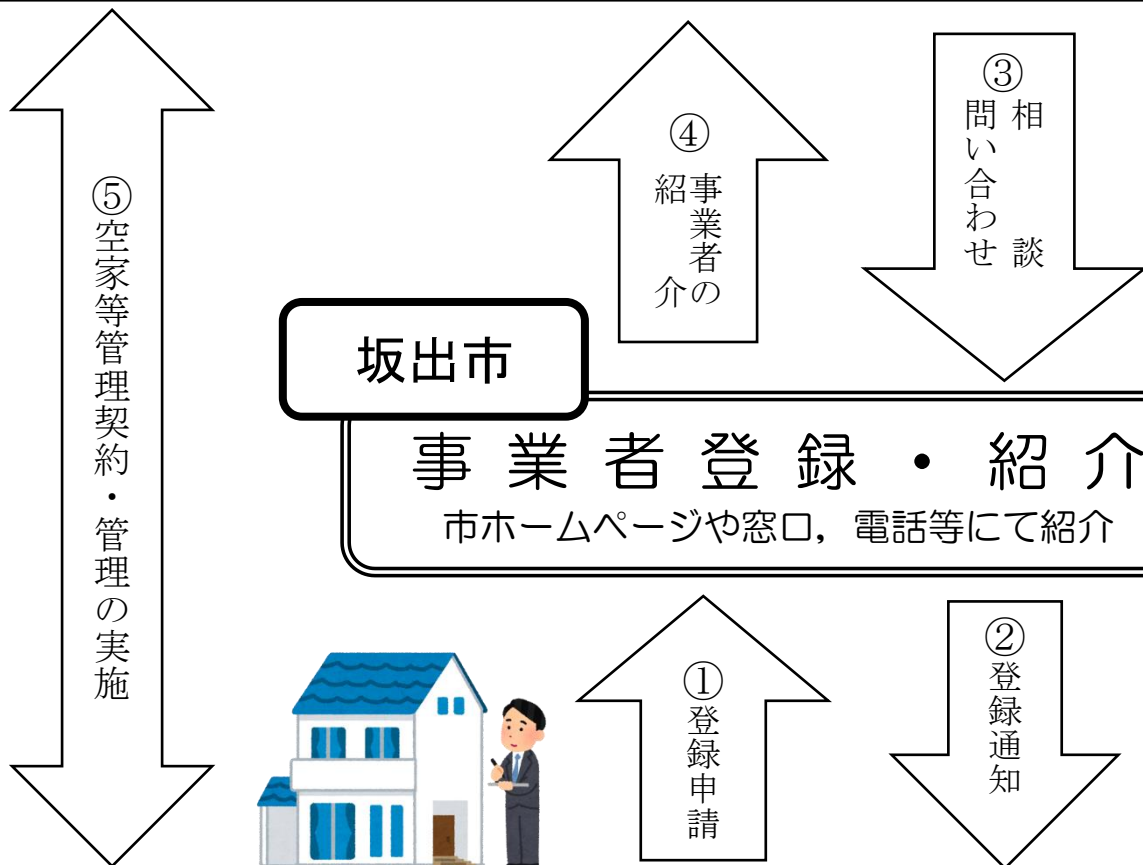
坂出市総務部危機管理課 安全安心係（本庁舎本館3階）

TEL:0877-44-5023, FAX:0877-44-5032

E-mail:kikikanri@city.sakaide.lg.jp



空家等の管理に悩む所有者



空家等の外観調査・家屋の管理・庭木の剪定・除草など

空家等管理事業者

(法人・個人の事業者、自治会、NPO等)